



## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和5年8月31日

長野県知事 阿部 守一

### 1 入札に付する事項

#### (1) 調達をする役務

令和5年度諏訪湖環境研究センター(仮称)への分析機器等移転委託業務

#### (2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書によります。

#### (3) 履行期間

契約締結の日から令和6年3月22日(金)

#### (4) 納入場所

仕様書によります。

#### (5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号)第120条第1項の規定により長野県の入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約(建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。)に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成30年長野県告示第588号)のその他の契約の等級がAに区分されている者であること。

(3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 過去5年間に同種の業務を履行した実績を有していること。

### 3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請

この入札に参加を希望する者で2の(2)に該当しないものは、次のとおり資格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(2)に該当していなければ、入札に参加することはできません。

#### (1) 申請書の入手先

次のアドレスからダウンロードすることができるほか、(3)の場所で入手できます。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/bukken/456teikisinnsa.html>

#### (2) 申請を行う時期

随時受け付けます。

#### (3) 問合せ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県会計局契約・検査課

電話番号 026(235)7079

### 4 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問合せ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県環境部水大気環境課

電話番号 026(235)7162

### 5 入札手続等

#### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和5年10月12日(木)午後2時

イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県庁 西庁舎1階入札室

(3) 郵送(書留郵便に限る。)による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 受領期限 令和5年10月11日(水)

イ 提出場所 長野市大字南長野字幅下692-2(県庁専用郵便番号 380-8570)  
長野県環境部水大気環境課

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める書類等を、令和5年10月3日(火)午後5時までに上記4の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、財務規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は同規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、財務規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は同規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

財務規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者として決定します。

6 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

7 Summary

(1) Services to be procured:

FY 2023 subcontract for transferring analysis equipment and others to the Lake Suwa Environmental Research Center  
(provisional name)

(2) Contract period:

From contract date to Friday, March 22, 2024

(3) Service location:

Lake Suwa Environmental Research Center (provisional name)  
4-11-51 Osachi-gongencho, Okaya City, Nagano Prefecture 394-0081 Japan

(4) Contact information:

Nagano Prefectural Government, Environment Department,  
Water and Air Environment Division  
692-2 Habashita, Minaminagano, Nagano City, Nagano Prefecture 380-8570 Japan  
Tel: +81-26-235-7162 (Japanese only)

(5) Bid opening:

Date and time: Thursday, October 12, 2023, 2:00 p.m. (JST)  
Location: Nagano Prefectural Office, West Annex, 1st Floor, Bidding Room

(6) Mail-in submission (registered mail only):

Deadline: Must be received by Wednesday, October 11, 2023  
Mailing address: Nagano Prefectural Government  
Environment Department  
Water and Air Environment Division  
380-8570 (Exclusive postal code for the Nagano Prefectural Office)  
Japan

## 公告

漁業法(昭和24年法律第267号)第170条第3項の規定により、次のとおり遊漁規則の変更を認可しました。

令和5年8月28日

長野県知事 阿部 守一

## 1 漁業権者の名称及び住所並びに漁業権の免許番号

漁業権者の名称	漁業権者の住所	漁業権の免許番号
南佐久南部漁業協同組合	南佐久郡小海町大字豊里 756 - 11	内共第1号
上小漁業協同組合	上田市常田1丁目2番16号	内共第1号
諏訪東部漁業協同組合	茅野市宮川 3939 - 4	内共第5号
裾花川水系漁業協同組合	長野市中御所 3 - 14 - 10	内共第3号
奈良井川漁業協同組合	塩尻市大字宗賀桔梗ヶ原 71 - 599	内共第4号
遠山漁業協同組合	飯田市南信濃和田 1257	内共第6号
志賀高原漁業協同組合	下高井郡山ノ内町大字平隠 7148	内共第9号
高水漁業協同組合	飯山市大字静間町尻 1340 - 1	内共第2号、内共第9号
北信漁業協同組合	上水内郡飯綱町大字牟礼 936 - 2	内共第2号、内共第18号

## 2 変更の内容

## (1) 南佐久南部漁業協同組合

第2条第2項中「口頭で」を「口頭又はオンラインサービスによる方法により」に改め、同条第4項中「同条第2項」の次に「又は第3項」を加える。

第4条第1項の表中「友釣以外の漁具漁法」を「投網について」に、「(旧八千穂村)」を「下畑橋上流の高野町用水堰堤より上流」に改め、「毛針釣」を削る。

第5条の表中「南佐久郡佐久穂町大字八郡及び千代里遊亀湖堰堤から、上流南佐久郡小海町大字千代里字八ヶ岳2092番地に組合が設置した標識までの区域」を「南佐久郡佐久穂町の遊亀湖堰堤から上流」に、「南相木村弥五平(右岸側)アク石(左岸側)貯砂ダムから上流域の本川とその間に流れ込む支流の全域」を「貯砂ダムから上流」に改める。

第7条第1項中「700円」を「1,000円」に改め、同項第1号の表を次のように改める。

魚種	承認期間	遊漁料
全魚種	1日	2,000円
	1年	8,400円

第7条第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし、オンラインサービスによる方法により遊漁料を納付するときは、この限りでない。

第7条に次の1項を加える。

## 3 前項の規定にかかわらず、手釣又は竿釣による遊漁の場合は、オンラインサービスによる方法により納付することができる。

第8条の見出し中「遊漁証認証」を「遊漁承認証」に改め、同条第1項中「別記様式第1号から第2号までに規定する遊漁証認証(以下「遊漁証認証」という)」を「次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(オンラインサービスにより発行されるものを含む。以下「遊漁承認証」という)」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所及び顔写真(承認期間が1年間の遊漁承認証に限る。)
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具及び漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

第8条第2項及び第9条第1項中「遊漁証認証」を「遊漁承認証」に改める。

第10条第2項中「別記様式第3号による」を「次に掲げる事項を記載した」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 氏名及び住所
  - (2) 有効期間
  - (3) 注意事項
  - (4) 発行者名
- 様式を削る。

## (2) 上小漁業協同組合

第2条第2項中「口答で」を「口頭又はオンラインサービスによる方法により」に改め、同条第4項中「同条第2項」の次に「又は第3項」を加える。

第3条の表中 「1人2本以内」 を 「1人1本  
(にじます、やまめ、いわな)  
上記以外の場合は1人2本以内」 に改める。

第4条第2項中「掲示板」の次に「及びホームページ」を加える。

第5条の表中「東電堰堤」を「東京電力堰堤」に改める。

第6条の表中「以下」を削る。

第7条第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし、オンラインサービスによる方法により遊漁料を納付するときは、この限りでない。

第7条第1項第2号の表を次のように改める。

区 分	遊 漁 料		
	小学生以下の者	無 料	
中学生及び 組合の承認を受けた 身体障害者	あ ゆ	1年	前項に規定する額の2分の1の相当額
	あゆ以外 の魚種	1年	無 料

第7条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、竿釣による遊漁の場合は、オンラインサービスによる方法により納付することができる。

第9条第1項中「別記様式第1号から第2号までに規定する」を「次に掲げる事項を記載した」に改め、「遊漁承認証(」の次に「オンラインサービスにより発行されるものを含む。」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所及び顔写真(承認期間が1年間の遊漁承認証に限る。)
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具及び漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

第9条第2項中「貸与」の次に「及び譲渡」を加える。

第11条第1項中「この規則の励行に関して」を「遊漁者に対し、この規則を遵守させるための」に、同条第2項中「別記様式第3号による」を「次に掲げる事項を記載した」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 氏名及び顔写真
  - (2) 有効期間
  - (3) 注意事項
  - (4) その他必要な事項
  - (5) 発行者名
- 様式を削る。

## (3) 諏訪東部漁業協同組合

第1条中「諏訪湖東部漁業協同組合」を「諏訪東部漁業協同組合」に改め、「(あめのうお、たなびら)」を削る。

第2条第2項中「竿釣・すて針」を「竿釣又はすて針」に、「口頭で」を「口頭又はオンラインサービスによる方法により」に、「組合の承認をうけなければならない」を「しなければならない」に改め、同条第4項中「遊漁料を」の次に「同条2項又は第3項の方法により」を加える。

第5条の表中 「上川本流 茅野市米沢塩沢堰堤より上流1,000メートルに至る区域」 を

「茅野横河川 諏訪市四賀揚口橋より上流とその支流」 に改める。

第6条の表中「(あめのうお、たなびら)」を削る。

第7条第1項中「500円」を「1,000円」に改め、同項第1号の表中

「		を	「
1,800円			2,800円
9,000円			12,000円
1,000円			2,000円
6,000円			9,000円
」			」

に改め、同項第

2号に次のただし書を加える。

ただし、オンラインサービスによる方法により遊漁料を納付するときは、この限りでない。

第7条第1項第2号の表を次のように改める。

区 分	遊 漁 料		
中学生以下の者	無 料		
高校生	全魚種	1年	3,000円
身体障害者			

第7条第2項を次のように改める。

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、竿釣又は手釣による遊漁のうち、承認期間1日の遊漁料の納付は、当該遊漁をする場所において、漁場監視員にすることができる。

- (1) 茅野市宮川中川原 諏訪東部漁業協同組合事務所
- (2) 前号に掲げる場所のほか、組合が指定し公示した場所

第7条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、竿釣による遊漁の場合は、オンラインサービスによる方法により納付することができる。

第8条第1項中「別記様式第1号から第2号までに規定する」を「次に掲げる事項を記載した」に改め、「遊漁承認証( )」の次に「オンラインサービスにより発行されるものを含む。」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所及び顔写真（承認期間が1年間の遊漁承認証に限る。）
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具及び漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

第8条に次の1項を加える。

3 遊漁承認証の再発行は行わない。

第10条第2項中「別記8様式第3号の」を「次に掲げる事項を記載した」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 氏名及び顔写真
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

様式を削る。

(4) 裾花川水系漁業協同組合

第2条第2項中「及び」を「又は」に、「口頭で」を「口頭又はオンラインサービスによる方法により」に改め、同条第4項中「遊漁料を」の次に「同条第2項又は第3項の方法により」を加える。

第7条第1項第2号中「規定に係わらず竿釣及びたも網」を「規定にかかわらず竿釣又はたも網」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、オンラインサービスによる方法により遊漁料を納付するときは、この限りでない。

第7条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、竿釣による遊漁の場合は、オンラインサービスによる方法により納付することができる。

第8条第1項中「別記様式第1号から第2号までに規定する」を「次に掲げる事項を記載した」に改め、「遊漁承認証( )」の次に「オンラインサービスにより発行されるものを含む。」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 承認を受けた者の氏名及び住所（承認期間が1年間の遊漁承認証に限る。）

- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具及び漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

第10条第2項中「別記様式第3号による」を「次に掲げる事項を記載した」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 氏名
  - (2) 有効期限
  - (3) 注意事項
  - (4) その他必要な事項
  - (5) 発行者名
- 様式を削る。

(5) 奈良井川漁業協同組合

第2条第2項中「、たも網」を「又はたも網」に、「口頭で、投網、やす」を「口頭又はオンラインサービスによる方法により、投網又はやす」に改め、同条第4項中「遊漁料を」の次に「同条第2項又は第3項の方法により」を加える。

第7条第1項第2号中「、たも網」を「又はたも網」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、オンラインサービスによる方法により遊漁料を納付するときは、この限りではない。

第7条に次の1項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、竿釣、さで網又はたも網による遊漁の場合は、オンラインサービスによる方法により納付することができる。

第8条第1項中「別記様式第1号又は様式第2号の」を「次に掲げる事項を記載した」に改め、「遊漁承認証（」の次に「オンラインサービスにより発行されるものを含む。」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 承認を受けた者の氏名及び住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具及び漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) 発行者名

第10条第1項中「この規則の励行に関して」を「遊漁者に対し、この規則を遵守させるための」に、「ある」を「できる」に改め、同条第2項中「別記様式第3号による」を「次に掲げる事項を記載した」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 氏名
  - (2) 有効期間
  - (3) 注意事項
  - (4) 発行者名
- 様式を削る。

(6) 遠山漁業協同組合

第2条第2項中「口頭で」を「口頭又はオンラインサービスによる方法により」に改め、同条第4項中「第7条第1項」の次に「又は第2項」を加え、「同条第2項」を「同条第3項又は第4項」に改める。

第7条第2項に次のただし書を加える。

ただし、オンラインサービスによる方法により遊漁料を納付するときは、この限りでない。

第7条に次の1項を加える。

- 4 前項の規定にかかわらず、竿釣による遊漁の場合は、オンラインサービスによる方法により納付することができる。

様式第1-2号中

様式第1-2号

遊漁承認証（1日券）  
オンライン販売（つりチケ）による日釣遊漁証  
日釣承認証

殿

を

様式第1-2号 オンラインサービス(つりチケ)による遊漁承認証(1日券)

日釣承認証 _____ 殿
------------------

に

に改め、同様式の次に次の様式を加える。

様式第1-3号 オンラインサービス(フィッシュパス)による遊漁承認証(1日券)

(表)

(裏)

<h2 style="margin: 0;">FISH PASS</h2> <p style="margin: 5px 0;"><b>■ご購入遊漁券情報</b></p> <p>注文番号 _____</p> <p>商品コード _____</p> <p>商品名  遺山漁協  日券  全魚種</p> <p>有効期限     / / ~ / /</p> <p>金額         ¥2,000</p> <p style="margin: 5px 0;"><b>■ご購入者様情報</b></p> <p>お名前                                 様</p> <p>郵便番号 _____</p> <p>住  所 _____</p> <p>メールアドレス _____</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="font-size: small;">遺山漁協 日券 全魚種</td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">有効期限</td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">年                                 日</td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">月                                 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; font-size: small;">顔写真</td> </tr> </table>	遺山漁協 日券 全魚種	有効期限	年                                 日	月                                 日	顔写真
遺山漁協 日券 全魚種						
有効期限						
年                                 日						
月                                 日						
顔写真						

<h3 style="margin: 0;">注意事項</h3> <p>(1) 遊漁中は必ず本証を見やすい所に携帯して下さい。</p> <p>(2) 監視員から本証の提示を求められたら直ちに提示して下さい。</p> <p>(3) 本証は他人に貸与または譲渡できません。</p> <p>(4) 他遊漁者又は本組合員の迷惑となる行為をしてはならない。</p> <p>(5) 本証は再発行しません。</p> <p>(6) 魚類増殖保護上必要な法律、規則制限は是非お守りください。</p> <p style="margin-left: 20px;">●いわな、あまごは15cm以下は採捕してはならない。</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">中部電力からのお願い</p> <p>◆降雨出水に伴うダム放流およびダム・発電所の作業時ならびに故障停止時には、川の水位が変動しますのでご注意ください。</p> <p>◆釣場の頭上前後の電線に注意してください。</p>
---

様式第2-2号中

様式第2-2号	遊漁承認証(1年券) オンライン販売(つりチケ)による年釣遊漁証 年釣承認証 _____ 殿	を
---------	---	---

様式第2-2号 オンラインサービス(つりチケ)による遊漁承認証(1年券)

年釣承認証 _____ 殿	に
------------------	---

に改め、同様式の次に次の様式を加える。

様式第2-3号 オンラインサービス(フィッシュパス)による遊漁承認証(1年券)

(表)

<b>FISH PASS</b>	遠山漁協 年券 全魚種	顔写真
	有効期限 年 月 日	
<b>■ご購入遊漁券情報</b>		
注文番号		
商品コード		
商品名	遠山漁協 年券 全魚種	
有効期限	/ / ~ / /	
金額	¥7,000	
<b>■ご購入者様情報</b>		
お名前	様	
郵便番号		
住 所		
メールアドレス		

(裏)

<b>注意事項</b>
(1) 遊漁中は必ず本証を見やすい所に携帯して下さい。
(2) 監視員から本証の提示を求められたら直ちに提示して下さい。
(3) 本証は他人に貸与または譲渡できません。
(4) 他遊漁者又は本組合員の迷惑となる行為をしてはならない。
(5) 本証は再発行しません。
(6) 魚類増殖保護上必要な法律、規則制限は是非お守りください。
●いわな、あまごは15cm以下は採捕してはならない。
<b>中部電力からのお願い</b>
◆降雨出水に伴うダム放流およびダム・発電所の作業時ならびに故障停止時には、川の水位が変動しますのでご注意ください。
◆釣場の頭上前後の電線に注意してください。

## (7) 志賀高原漁業協同組合

第2条第1項中「オンライン販売(つりチケ)」を「オンラインサービスによる方法」に改め、同条第3項中「遊漁料を」の次に「同条第3項又は第4項の方法により」を加える。

第7条第2項中「前号」を「前項」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、オンラインサービスによる方法により遊漁料を納付するときは、この限りでない。

第7条に次の1項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、竿釣による遊漁の場合は、オンラインサービスによる方法により納付することができる。

第8条第1項中「別記様式第1-1号、様式第1-2号又は別記様式第2-1号、様式第2-2号の」を「次に掲げる事項を記載した」に改め、「遊漁承認証(」の次に「オンラインサービスにより発行されるものを含む。」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 承認を受けた者の氏名及び住所(1日券にあっては、承認を受けた者の氏名)
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具及び漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考になるべき事項
- (9) 発行者名

第10条第1項中「この規則の励行に関して」を「遊漁者に対し、この規則を遵守させるための」に、「ある」を「できる」に改め、同条第2項中「別記様式第3号による」を「次に掲げる事項を記載した」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

様式を削除する。

## (8) 高水漁業協同組合

## ア 内共第2号

第8条第1項中「様式第1号から第4号までの」を「次に掲げる事項を記載した」に、「遊漁承認証(」の次に「オンラインサービスにより発行されるものを含む。」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 承認を受けた者の氏名及び住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具及び漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額



(7) 注意事項

(8) 発行者名

第10条第2項中「様式第5号による」を「次に掲げる事項を記載した」に、「かつ」を「かつ、」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 氏名

(2) 有効期間

(3) 注意事項

(4) 発行者名

様式を削除する。

イ 内共第9号

第7条第1項中「様式第1号から第4号までの」を「次に掲げる事項を記載した」に、「遊漁承認証（）」の次に「オンラインサービスにより発行されるものを含む。」を加え、同項に次の各号を加える。

(1) 承認を受けた者の氏名及び住所

(2) 承認期間

(3) 魚種

(4) 漁具及び漁法

(5) 遊漁区域

(6) 遊漁料の額

(7) 注意事項

(8) 発行者名

第9条第2項中「様式第5号による」を「次に掲げる事項を記載した」に、「かつ」を「かつ、」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 氏名

(2) 有効期間

(3) 注意事項

(4) 発行者名

様式を削除する。

(9) 北信漁業協同組合

ア 内共第2号

第2条第2項中「口頭で」を「口頭又はオンラインサービスによる方法により」に、「を提出して、」を「の提出又はオンラインサービスによる方法により」に改め、同条第4項中「同条第2項」の次に「又は第3項」を加える。

第7条第1項第2号中「前項」を「前号」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、オンラインサービスによる方法により遊漁料を納付するときは、この限りでない。

第7条第2項中「納付する」を「する」に、同項第2号中「前各号」を「前号」に改める。

第7条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、竿釣による遊漁の場合は、オンラインサービスによる方法により納付することができる。

第8条第1項中「別記様式第1号から第2号に規定する」を「次に掲げる事項を記載した」に、「遊漁承認証（）」の次に「オンラインサービスにより発行されるものを含む。」を加え、同項に次の各号を加える。

(1) 承認を受けた者の氏名及び住所（承認期間が1年間の遊漁承認証に限る。）

(2) 承認期間

(3) 魚種

(4) 漁具及び漁法

(5) 遊漁区域

(6) 遊漁料の額

(7) 注意事項

(8) その他参考となるべき事項

(9) 発行者名

第10条第2項中「別記様式第3号による」を「次に掲げる事項を記載した」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 氏名

(2) 有効期間

(3) 注意事項

(4) 発行者名

様式を削る。

イ 内共第18号

第2条第2項中「口頭で」を「口頭又はオンラインサービスによる方法により」に、「を提出して、」を「の提出又はオンラインサービスによる方法により」に改め、同条第4項中「同条第2項」の次に「又は第3項」を加える。

第6条第1項第2号中「前項」を「前号」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、オンラインサービスによる方法により遊漁料を納付するときは、この限りでない。

第6条第2項中「納付する」を「する」に、同項第2号中「前各号」を「前号」に改める。

第6条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、竿釣による遊漁の場合は、オンラインサービスによる方法により納付することができる。

第7条第1項中「別記様式第1号から第2号に規定する」を「次に掲げる事項を記載した」に、「遊漁承認証(」の次に「オンラインサービスにより発行されるものを含む。」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 承認を受けた者の氏名及び住所(承認期間が1年間の遊漁承認証に限る。)
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具及び漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

第9条第2項中「別記様式第3号による」を「次に掲げる事項を記載した」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) 発行者名

様式を削る。

3 変更後の遊漁規則の施行期日

- (1) 2の(1) 令和6年1月1日
- (2) 2の(2) 令和5年9月1日

ただし、第3条の改正規定は、令和6年1月1日から施行する。

- (3) 2の(3) 令和5年9月1日

ただし、第5条の表、第7条第1項、同項第1号の表及び同項第2号の表の改正規定は、令和5年10月1日から施行する。

- (4) 2の(4)から(9)まで 令和5年9月1日

園芸畜産課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します

本件は、令和5年8月4日に不調となった案件の再度公告です。そのため、設計内容の一部を見直しています。

令和5年8月31日

長野県知事 阿部 守一

## 1 入札の目的

建設工事の請負契約

## 2 工事名

松本平広域公園陸上競技場建築工事

## 3 工事箇所名

松本市大字今井

## 4 工事概要

陸上競技場 (RC+S 2F/B1F 18,476㎡)、屋内跳躍練習場 (RC+S 1F 729㎡)、バックスタンド下トイレ北棟 (RC1F 80㎡)、バックスタンド下トイレ南棟 (RC1F 80㎡)、倉庫棟 (RC1F 80㎡) 及びポンプ室・プロパン庫 (S1F 54㎡) の建築工事

## 5 工期

長野県議会議決の日から約870日間

ただし、令和8年3月19日まで(債務負担行為設定済)

## 6 落札方式

本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式を適用する工事です。

## 7 入札に参加する者に必要な資格

本工事は競争入札参加資格は、次に掲げる条件を満たす者の任意の2者を構成員とする特定建設工事共同企業体(以下「特定JV」という。)とし、かつ、当該工事に係る競争入札参加資格確認の結果、資格があると認められた特定JVとします。

(1) 特定JVの各構成員は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

イ 長野県の発注する建設工事及び建設コンサルタント等の業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成4年長野県告示第640号)により建築一式工事の認定を受けていること。

ウ 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月18日付け22建政技第337号)に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

エ 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定により建築一式工事に係る特定建設業の許可を有していること。

オ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

カ 長野県において滞納している県税等徴収金がないこと。

キ 本工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と経営上密接な関連がある者でないこと。

ク 本件入札の他の入札参加資格者(他の構成員を含む。)と経営上密接な関連がないこと。

ケ 当該特定JV以外の構成員として本件入札に参加していない者であること。

コ 役員(役員として登記され又は届出されていないが、事実上経営に参画している者を含む。)が、長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

サ 出資比率は構成員が自主的に定めるものとし、代表構成員は構成員のうち最大の出資比率の者とする。また、構成員の最小出資比率は30パーセント以上とすること。

(2) その他次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア 特定JVの構成員のうち、代表構成員は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

(7) 令和4、5、6年度の長野県建設工事入札参加資格審査における経営事項審査結果通知書の建築一式工事の総合評定値(新客観点数を除く。)が1,200点以上であること。

(イ) 平成20年4月1日から令和5年8月30日まで(以下「過去15年以内」という。)に、RC造又はSRC造で、地上2階以上かつ延べ面積9,500㎡以上の新築・改築・増築工事(増築の場合は、増築部分を対象)の施工実績(公共機関等又は民間から発注された工事を元請けしたものに限る。以下「施工実績」という。)を有すること。ただし、特定JVとしての施工実績にあっては、出資比率20パーセント以上の代表構成員としてのものに限る。

(ロ) 次に掲げる要件を全て満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に1名以上専任で配置できる者であること。

a 一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有すること。

b 過去15年以内に、RC造又はSRC造で、地上2階以上かつ延べ面積9,500㎡以上の新築・改築・増築工事(増築の場合は、増築部分を対象)の主任技術者又は監理技術者としての経験(施工実績に係るものに限る。)を有すること。

イ 特定JVの構成員のうち、代表構成員以外の者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (7) 令和4、5、6年度の長野県建設工事入札参加資格審査における経営事項審査結果通知書の建築一式工事の総合評定値（新客観点数を除く。）が900点以上であること。
- (4) 過去15年以内に、RC造又はSRC造で、地上2階以上かつ延べ面積5,000㎡以上の新築・改築・増築工事（増築の場合は、増築部分を対象）の施工実績を有すること。ただし、特定JVとしての施工実績にあっては、出資比率15パーセント以上の構成員としてのものに限る。
- (ウ) 一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有する主任技術者又は監理技術者を当該工事に1名以上専任で配置できる者であること。

#### 8 総合評価落札方式

(1) 本件入札は、総合評価落札方式による入札であり、総合評価落札方式実施要領（平成20年3月4日付け19土政技第264号）及び特例政令の対象となる建設工事に係る一般競争入札実施要領（平成21年7月1日付け21建政技第159号。以下「特例政令要領」という。）を適用します。

(2) 本件総合評価は、技術提案型です。

(3) 総合評価の落札者決定基準（評価項目及び配点）は、次のとおりとします。なお、簡易型の評価点における工事成績の評価は公告日現在の工事成績評定点を、技術者要件の評価は公告日現在の実績を、建設マネジメントの評価は公告日の直近の経営事項審査の結果を、それぞれ基準として行います。

##### ア 総合評価点

価格点+価格以外の評価点

イ 価格点：配点60.75点

ウ 価格以外の評価点

簡易型の評価点+技術提案の評価点：配点39.25点

(7) 簡易型の評価点：配点9.25点

a 工事成績：配点7点

b 技術者要件：配点1点

c 建設マネジメント：配点1.25点

(4) 技術提案の評価点：配点30点

a 施工計画：配点20点

うち施工上の課題に対する技術的所見：配点10点

うち大規模公共事業における社会貢献策を含めた施工計画の提案：配点10点

b 工事の特性に応じた課題：配点10点

うち本工事におけるコンクリート躯体工事の品質確保に対する技術的提案：配点10点

(4) 価格以外の評価点の公表及び評価結果に対する疑義照会

##### ア 価格以外の評価点の公表

価格以外の評価点は、令和5年10月23日（月）に長野県公式ホームページの「入札情報システム」（以下「入札情報システム」という。）（<https://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/kensei/nyusatsu/kokyokoji/denshi/nyusatsu/>）に掲載します。なお、簡易型の評価点については、あらかじめ令和5年10月16日（月）に入札情報システムへ掲載します。

##### イ 価格以外の評価結果に対する疑義照会

簡易型の評価点について疑義がある場合は、令和5年10月16日（月）から令和5年10月17日（火）正午までの間に、次のとおり書面等を提出して説明を求めることができます。なお、技術提案の評価点については、疑義照会を受け付けません。

(7) 提出場所

9の(2)のとおり

(4) 提出方法

原則として所定の用紙を使用し、必要事項を記載の上ファクシミリにより提出してください。その際、疑義の根拠資料を併せて提出してください。

(ウ) 回答方法

原則としてファクシミリにより回答します。

(5) 技術提案等に対するヒアリング

提出された技術提案等に対するヒアリングを令和5年10月18日（水）又は令和5年10月19日（木）（時間及び場所等は別途連絡します。）に行う予定です。詳細は、入札説明書に記載のとおりです。

(6) 価格以外の評価内容の確保等

ア 落札候補者との契約前に、価格以外の評価内容を満足しない事実が確認された場合は、当該落札候補者とは契約しないものとします。

イ 契約者が技術提案等の内容について提案どおり実施できなかった場合にあっては、次のとおり取り扱うものとします。

(7) 技術提案等の内容と実施した内容に著しい差異があるときは、建設工事標準請負契約約款（平成8年2月27日付け7監第487号）第47条第6号による契約解除を行うことができるものとします。

(イ) 虚偽記載等の明らかに悪質な行為があった場合には、入札参加停止等の措置を講ずることとします。

(ウ) 契約金額について、技術提案の評価点又は簡易型における価格以外の評価点を再計算し、総合評価点が変わらないように減額変更します。

(エ) 本工事について、工事成績評定においてマイナス評価とします。

ウ 自然災害等の不可抗力の場合を除き、技術提案型等の内容によることが困難で工事費が増額する場合にあっては、変更契約は、原則として行わないものとします。

#### (7) 落札候補者の決定

本件入札においては、総合評価点の最も高い者を落札候補者とします。ただし、同点の場合は当該者にくじを引かせ落札候補者を決定します。当該くじ引きは、別途指定する日時及び場所において行うこととします。

### 9 設計図書等の閲覧等及び問合せ先

#### (1) 設計図書等の閲覧等

ア 本工事に係る入札説明書、工事費内訳書(いわゆる金抜設計書)、設計図面及び特記仕様書共通事項等の図書(以下「設計図書等」という。)の閲覧期間及び閲覧場所は、次に掲げるとおりです。

##### (ア) 閲覧期間

令和5年8月31日(木)から令和5年10月11日(水)までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

##### (イ) 閲覧場所

##### (2) のとおり

イ 設計図書等(設計図面を除く。)は令和5年8月31日(木)から、入札情報システムからダウンロードすることができます。

ウ 設計図書等に対する質問及び回答

入札に参加を希望する者が設計図書等について質問がある場合は、令和5年9月1日(金)から令和5年9月19日(火)午後5時まで、(2)の場所に、質問書を提出することができます。

質問書に対する回答は、令和5年9月4日(月)から令和5年9月25日(月)までの間、順次入札情報システムに掲載して行うこととし、直接回答することはありません。

公平性及び透明性の確保の観点から質問書の内容は原則全て公開するので、企業秘密など公開されたくない内容を含む質問書は提出しないでください。したがって、各特定JVが提案しようとする技術提案に係る質問書は、原則として受け付けないこととなります。

エ 本工事の現場説明会は、実施しません。

#### (2) 閲覧場所、契約条項等を示す場所及び問合せ先

郵便番号 380-8570

長野市大字南長野字幅下692の2

長野県建設部施設課営繕事務係

電話 026(235)7342

ファクシミリ 026(235)7477

メールアドレス shisetsu@pref.nagano.lg.jp

### 10 入札手続等

#### (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### (2) 入札に必要な書類

本件入札に参加する特定JVは、入札時に次の書類(以下「入札書等」という。)を提出してください。なお、入札書等は、一括して提出する必要がありますので注意してください。

ア 入札書

イ 一般競争参加資格等確認申請書

ウ 一般競争参加資格等確認資料

エ 共同企業体協定書

オ 各構成員の経営事項審査結果通知書の写し

カ 各構成員の長野県税に係る納税証明書の写し

キ 工事費内訳書

ク 総合評価落札方式の価格以外の評価点申請書

(ア) 簡易型の評価点申請書

(イ) 技術提案書及び技術提案参考資料

ケ 入札参加資格の付与を受けていない者にあっては、当該資格の付与のための書類

#### (3) 入札書等の提出及び開札

ア 入札書等の提出

入札書等は、次の場所に郵送で提出するものとし、令和5年10月11日(水)を配達日とする一般書留又は簡易書留のいずれかの方法による配達日指定郵便としてください。配達日指定郵便として郵便局へ差し出せる日に関しては、あらかじめ郵便局へ確認してください。

なお、入札のための積算に関わる事項などを質問回答として、入札情報システムに掲載することがありますので、入札書等の郵便局への差出しは、令和5年10月2日(月)以降としてください。

郵便番号 380-8570

長野市大字南長野字幅下692の2

長野県建設部施設課

#### イ 開札等

##### (ア) 開札の日時

令和5年10月24日(火) 午後2時

##### (イ) 開札の場所

長野市大字南長野字幅下692の2

長野県庁 西庁舎1階 入札室

##### (ウ) 開札の執行

開札執行回数は、2回を限度とします。1回目の開札において予定価格の制限の範囲内の入札があった場合は予定価格を、予定価格の範囲内の入札がない場合は最低入札価格の入札金額を読み上げ、開札を終了し、同内容をメール又はファクシミリにより1回目の入札参加者に通知するものとします。

なお、1回目の開札において予定価格の範囲内の入札がない場合においては、1回目の入札参加者と再度の入札を行う予定ですので、アに指定する場所に郵送で入札書(第2回)を提出してください。提出は、令和5年11月1日(水)を配達日とするアに指定する方法によるものとします。2回目の開札は、令和5年11月2日(木)午後2時に(イ)に指定する場所で行い、予定価格の範囲内の入札があった場合は予定価格を、予定価格の範囲内の入札がない場合は最低入札価格の入札金額を読み上げ、開札を終了し、同内容をメール又はファクシミリにより2回目の入札参加者に通知するものとします。また、再度の入札の結果落札候補者の通知を受理した者は、速やかに入札書(第2回)に関わる工事費内訳書をアに指定する場所に提出してください。

##### (エ) 見積書の提出

2回目の開札において、予定価格の範囲内の入札がない場合は、令和5年11月8日(水)午後2時に(イ)に指定する場所において、2回目の入札参加者と地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約に移行することとします。この場合の見積回数は2回を限度とし、見積書の採用決定は、前記8に準じて総合評価によるものとします。総合評価点が同点の場合は、その場において、当該者にくじを引かせ見積書の採用順位を決定します。また、見積書の提出の結果採用候補者の通知を受理した者は、速やかに採用見積書に関わる工事費内訳書をアに指定する場所に提出してください。

随意契約に移行した際、この場において見積書を提出しない者は、随意契約を辞退したものとみなします。

#### ウ 予定価格の公表

1回目の開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札があった場合は、令和5年10月25日(水)までに、また、2回目の開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札があった場合は、令和5年11月6日(月)までに、予定価格を入札情報システムへ掲載します。

#### エ 予定価格に対する疑義申立て

本工事の入札に参加した者は、予定価格について疑義がある場合は、次の期間に、前記9の(2)の場所に疑義申立て書を提出することができます。

疑義申立て書は、長野県公式ホームページに掲載された所定の様式又は同等の項目が含まれる書式により電子メール又はファクシミリで提出してください。

##### (ア) 1回目の開札において予定価格が公表された場合

令和5年10月25日(水)から令和5年10月26日(木)正午までの間

##### (イ) 2回目の開札において予定価格が公表された場合

令和5年11月6日(月)から令和5年11月7日(火)正午までの間

#### オ 開札等の状況の公表

入札(見積)者名、入札(見積)金額及び低入札価格調査基準価格(消費税抜き)は、令和5年11月14日(火)までに入札情報システムに掲載します。

#### (4) 低入札価格調査制度の調査基準価格等の適用

本件入札は、受注希望型競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理試行要領(平成15年4月14日付け15監技第7号)第3第1号に規定する「低入札価格調査基準価格」の算定を適用し、同第2号に規定する「失格基準価格」は適用しません。

#### (5) 特別重点調査の適用

本件入札は、特例政令要領第9の2に規定する「特別重点調査」を適用し、低入札価格調査制度対象工事に係る特別重点調査の試行について(平成23年6月24日付け23建政技第128号)により調査を実施します。

## (6) 入札保証金

納付を免除します。ただし、次に該当する場合は、見積もった総額（消費税額及び地方消費税を含む金額）の100分の5に相当する金額を納付しなければなりません。

ア 落札者として決定された特定JVが、契約を締結しないとき。

イ 低入札価格調査に係る調査書類等、発注者が求める入札条件を確認する書類を提出しなかったとき。

ウ 低入札価格調査に該当する落札候補者の辞退に対する事務処理規程に基づく辞退又はやむを得ない事情と発注者が認める辞退による場合を除き、契約締結に至らなかったとき。

## (7) 契約保証金

請負代金の100分の10以上とします。ただし、財務規則第126条第2項各号に掲げる担保又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証による担保を提供した場合は、契約保証金の納付に代えることができます。なお、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除します。

## (8) 入札書の無効等

ア 特例政令の対象となる建設工事に係る一般競争入札 入札心得（以下「入札心得」という。）第5条に掲げる入札書等は、不受理とします。

イ 入札心得第19条及び第20条に掲げる入札書は、無効とします。

## (9) 契約書作成の要否

必要とします。

## (10) 契約の締結

本公告に係る契約については、落札者の決定後、建設工事請負仮契約を締結し、長野県議会の議決後に本契約を締結します。

## (11) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無無し

## (12) 入札参加資格の付与を受けていない者であっても(2)の入札書等を提出することができますが、入札に参加するためには、令和5年10月23日(月)までに、当該資格の付与を受け、かつ、一般競争参加資格等の確認を受けなければなりません。

## 11 その他

詳細は、入札説明書、特例政令の対象となる建設工事に係る一般競争入札公告〔共通事項〕及び入札心得によります。なお、入札情報システムからダウンロードできます。

## 12 Summary

## (1) Nature of construction:

Construction of an athletic field in Shinshu Sky Park

## (2) Mail-in submission (registered mail with designated delivery date):

Deadline: October 11, 2023

November 1, 2023 (if rebidding is necessary)

Location: Nagano Prefectural Government, Construction Department,

Facilities and Building Planning Division

380-8570 (Exclusive postal code for the Nagano Prefectural Office)

Japan

## (3) Bid opening:

Date and time: October 24, 2023, 2 p.m. (JST)

November 2, 2023, 2 p.m. (JST) (if rebidding is necessary)

Location: Nagano Prefectural Office, West Annex, 1st Floor, Bidding Room

## (4) Contact information:

Nagano Prefectural Government, Construction Department,

Facilities and Building Planning Division

380-8570 (Exclusive postal code for the Nagano Prefectural Office) Japan

Tel: +81-26-235-7342 (Japanese only)

Fax: +81-26-235-7477

Email: shisetsu@pref.nagano.lg.jp

## 公告

上田市榑網土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

令和5年8月31日

長野県上田地域振興局長 柳 沢 由 里

## 理事

## 新任

氏名	住所
宮下 龍太	上田市上塩尻238番地
山崎 敦之	上田市上塩尻527番地
原 久史	上田市上塩尻512番地
松井 薫生	上田市常磐城3丁目9番5号

## 重任

氏名	住所
茅野 孝雄	上田市常磐城3丁目11番13号
小林 健夫	上田市秋和834番地
佐藤 裕	上田市秋和798番地
塩入 教男	上田市秋和441番地2
山崎 孝一	上田市上塩尻50番地

## 退任

氏名	住所
井出 一實	上田市上塩尻568番地
小山 勇	上田市上塩尻121番地
宮尾 幸雄	上田市上塩尻536番地

## 監事

## 新任

氏名	住所
松井 薫生	上田市常磐城3丁目9番5号

## 重任

氏名	住所
中島 貞介	上田市秋和896番地
山崎 峰男	上田市上塩尻46番地の2

## 退任

氏名	住所
斉藤 仁一	上田市常磐城3丁目7番43号

農地整備課

## 公告

上伊那郡伊那土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

令和5年8月31日

長野県上伊那地域振興局長 布 山 澄

## 理事

## 新任

氏名	住所
木村 英雄	上伊那郡箕輪町大字三日町1788番地1
丸山 和敏	上伊那郡南箕輪村7691番地3
篠田 貞行	伊那市上牧6395番地

## 重任

氏名	住所
山下 進	上伊那郡箕輪町大字中箕輪11829番地2
堀 健男	上伊那郡南箕輪村820番地口
井口 功	伊那市福島1442番地



## 退任

氏名	住所
中村政一	上伊那郡箕輪町大字福与1259番地
平澤正弘	伊那市野底7579番地
高木宣威	上伊那郡南箕輪村7785番地

## 監事

## 新任

氏名	住所
清水幸敏	上伊那郡箕輪町大字福与1000番地96
原浩	上伊那郡南箕輪村6072番地1
平嶋寛秋	伊那市上牧6247番地

## 退任

氏名	住所
加藤正幸	上伊那郡南箕輪村359番地3
原貞良	上伊那郡箕輪町大字三日町1889番地
篠田貞行	伊那市上牧6395番地

農地整備課

## 公告

駒ヶ根市大田切土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

令和5年8月31日

長野県上伊那地域振興局長 布山 澄

## 理事

## 新任

氏名	住所
土屋澄一	駒ヶ根市赤穂10479番地6

## 退任

氏名	住所
米山修	駒ヶ根市赤穂10638番地

農地整備課

## 公告

長野県竜西土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

令和5年8月31日

長野県南信州地域振興局長 丹羽 克寿

## 理事

## 新任

氏名	住所
大島浩	下伊那郡松川町元大島300番地3
宮下学	下伊那郡松川町元大島1463番地3
寺沢孝臣	下伊那郡高森町山吹1812番地1
佐々木卓治	下伊那郡高森町山吹6123番地
本島廣司	下伊那郡高森町吉田2115番地1
松村修平	下伊那郡高森町下市田1795番地
北原三三	飯田市座光寺6640番地3
細井和彦	飯田市座光寺4612番地
岡島正人	飯田市上郷別府1274番地1
小木曾健宏	飯田市松尾毛賀631番地
葛岡洋	飯田市松尾水城3545番地2

下平 徹	飯田市桐林3367番地4
関谷 藤吉	飯田市川路4880番地2
関島 晟	飯田市川路925番地
重任	
氏名	住所
田中 義訓	飯田市上郷飯沼2429番地
下平 恒男	飯田市駄科1300番地3
退任	
氏名	住所
米山 広敏	下伊那郡松川町元大島1282番地1
溝口 邦雄	下伊那郡松川町元大島2233番地1
寺澤 好康	下伊那郡高森町山吹1514番地2
安藤 重臣	下伊那郡高森町山吹5918番地
北原 智利	下伊那郡高森町下市田274番地5
三石 憲和	飯田市座光寺4680番地2
正木 彰	飯田市座光寺5432番地
萱間 成美	飯田市上郷別府937番地3
小木曾 博人	飯田市毛賀756番地
松山 彦志	飯田市松尾上溝2682番地1
斉藤 光男	飯田市桐林167番地
清水 卓	飯田市川路1789番地
今村 昭夫	飯田市川路1964番地

## 監事

新任	
氏名	住所
唐沢 昌司	下伊那郡松川町元大島2352番地1
吉川 一彦	飯田市上郷飯沼1069番地
斉藤 光男	飯田市桐林167番地
小木曾 忠仁	飯田市川路4915番地

## 退任

氏名	住所
松村 修平	下伊那郡高森町下市田1795番地
松村 勝弘	飯田市座光寺5829番地1
増田 正司	飯田市上川路1番地1
関谷 藤吉	飯田市川路4880番地2

農地整備課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第2項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和5年8月31日

長野県飯田建設事務所長 唐澤 則夫

## 1 許可番号

令和5年3月20日 長野県飯田建設事務所指令4飯建第90-4号

## 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

飯田市鼎一色120-7、120-8、120-10、160-5、160-6、160-7、162-2、162-4、162-5、162-7、162-9、162-10、162-11、162-12、163、164-1、164-3、165-1、166-1、167-1、167-5、168-6、168-7、172-1、173-1

## 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県さいたま市大宮区北袋町1-602-1

株式会社しまむら 代表取締役 鈴木 誠

都市・まちづくり課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。  
令和5年8月31日

長野県松本建設事務所長 太田 茂 登

- 1 許可番号  
令和5年8月9日 長野県松本建設事務所指令5松建第40-2号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
塩尻市大字大門字桔梗ヶ原868-18、868-137、1010-2、1013-74
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
駒ヶ根市北町22-1  
株式会社ヤマウラ 代表取締役社長 山 浦 正 貴

都市・まちづくり課

## 公告

次のとおり落札者を決定しました。  
令和5年8月31日

長野県工業技術総合センター所長 小坂橋 竜 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
ガスクロマトグラフ質量分析装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する所の名称及び所在地  
(1) 名 称 長野県工業技術総合センター 材料技術部門  
(2) 所在地 長野市若里1-18-1
- 3 落札者を決定した日  
令和5年8月3日
- 4 落札者の名称及び所在地  
(1) 名 称 高山理化精機株式会社  
(2) 所在地 松本市笹賀5652番18
- 5 落札金額  
39,600,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日  
令和5年6月22日

産業技術課